

2022年4月、成年年齢は20歳から18歳になります。

18歳から、大人になる君へ。

民法改正により、令和4（西暦2022）年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

18歳になってもできること、できないことがあります。保護者のかたもご一緒に確認しましょう。

問生活安心課（☎017-734-5250）

18歳になったらできること



契約

親の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになります。

【契約の例】

- ・スマートフォンの購入
- ・アパートの貸借
- ・ローンを組んで自動車等を購入（返済能力が認められる場合）
- ・クレジットカードの作成（支払能力が認められる場合）



その他の変わること

- ・10年有効パスポートの取得
- ・国家資格の取得と資格に基づく就職
- ・民事裁判の提訴

結婚

女性の婚姻開始年齢が16歳から、男性と同じ18歳に変わります。



テルミちゃん ☎
(Tel Me)

これからも18歳になったらできること

- ・普通自動車免許の取得
- ・国民投票の投票
- ・選挙の投票や選挙運動
- ・男性の結婚 など

20歳になったらできること



飲酒・喫煙

飲酒・喫煙についての年齢制限は、20歳のままです。これは、健康被害等が懸念されるからです。

公営ギャンブル

競馬・競艇（ボートレース）・競輪・オートレースの4つの公営ギャンブルについての年齢制限は、20歳のままです。これは、ギャンブル依存症等への対策によるものです。

国民年金

国民年金の被保険者資格を得て、納付期限が発生するのは、従来どおり20歳になってからです。

その他変わらないこと

- ・養子をとることができる年齢
- ・大型、中型免許の取得年齢
- ・児童自立生活援助事業の対象年齢の上限
- ・養育費を支払う対象年齢の上限 など

青森市成人式について

問文化学習活動推進課（☎017-718-1384）

青森市成人式は、これまでどおり、当該年度に満20歳を迎えるかたを対象に開催します。

■令和4年度の式典

【日 時】 令和5年1月8日（日）午前11時00分～ ※変更となる場合があります。

【場 所】 青森市立中学校出身のかた：各出身中学校（青森地区）、青森市中世の館（浪岡地区）
青森市立中学校出身以外のかた等：アウガ5階 AV多機能ホール

【対 象】 平成14（西暦2002）年4月2日～平成15（西暦2003）年4月1日生まれ

【備 考】 開催内容の詳細・式典の名称は今後、式典の対象となるかた等で組織する成人式実行委員会が検討します。／10月上旬（予定）、市内に住民票のある対象者へ開催案内文書を発送します。／青森市外に転出されたかたも参加可能です。

#若者に多い相談事例



- ▶ 1 回だけのお試しのつもりが、
毎月商品が届く定期購入だった…！

インターネットのサイトやSNSの広告で安い商品を購入した後、定期購入だと気付いた。2回目以降は不要なのに、業者から「〇回購入しなければ解約できない契約になっている」と言われた。

【Point】通信販売は、クーリング・オフ制度が適用されないため、簡単に解約できません。契約する前に記載内容等を十分に確認しましょう。

- ▶ 簡単に儲かると言われ高額な教材を購入したが…

先輩の知り合いから簡単に儲かると言われ、そのために必要な高額な情報教材を購入し、手順どおりに行ったが全く儲からなかった。

【Point】上手い話は簡単に信用せず、きっぱり断りましょう。クレジットカードでの高額な決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

●「契約」はやめることができる？

消費者と事業者等の間で合意した契約は、法的な拘束力があるため、原則として、一方的にやめることはできません。ただし、契約を守らない（代金を支払ったが商品を受け取れない）時、クーリング・オフ制度の条件に該当する時等は、契約をやめることができます。

■青森市民消費生活センター

もし、消費者被害にあったり、困ったことが起きた場合は、一人で悩まず、「青森市民消費生活センター」に相談しましょう。

【問合せ】青森市民消費生活センター



いやや
消費者ホットライン「188」

受付時間：平日 午前8時30分～午後6時00分

※休日の場合は、青森県消費生活センターに繋がります。

詳細は、市や県、国のホームページ等をご覧ください。



▲市ホームページ



▲青森県消費生活センター
STOP！若者の消費者トラブル



◀消費者庁若者ナビ

「契約」には 十分な注意を！

成年年齢の引き下げによる、若者の消費者被害の拡大が心配されています。「契約」を安易に考えず、正しい知識をもって悪質商法などにだまされないようにしましょう。



●契約とは？

消費者（客）と事業者（販売業者等）の間で商品やサービスの内容や価格等について合意すれば、それは契約となり、口約束でも契約は成立します。契約書は、後でトラブルにならないよう、契約内容を明確にし、証拠とするために作成されます。契約書の作成が義務付けられている契約もあります。

●若者を狙った消費者トラブルに注意！

成年になると、「未成年者取消権※」による契約の取り消しが出来なくなります。悪質業者は、社会経験の少ない若い人をターゲットにします。契約する際は、事前に契約相手や契約内容をしっかり確認し、消費者トラブルにあわないようにしましょう。

※「未成年者取消権」…未成年者が親などの同意を得ないで結んだ契約を原則取り消すことができる権利のこと。ただし、自らを成年だと嘘について契約をした場合等は例外です。

